

学校事務の共同実施会 設置要綱

宇部市教育委員会

1 設置目的

宇部市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）における拠点校及び連携校の校長、事務職員を中心に、教育委員会及び各校の教職員と連携した組織を編成し、共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。

2 組織

小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。

（別紙組織図参照）

(1) 拠点校

拠点校の構成及び業務については、「学校事務の共同実施要綱」による。

(2) 地区ブロック

① 地区ブロックは次に掲げる者で構成し、小・中学校を5ブロック（東部地区、中東部地区、中西部地区、西部地区、北部地区）に分け、共同実施の具体的な取組を円滑に行う。

ア 連携校の校長

イ 連携校の事務職員

② 地区ブロックにブロック長を置く。

ア ブロック長はブロック代表校の校長を充てる。

イ ブロック長は地区ブロックを代表し、その円滑な運営を図る。

③ ブロック長は必要に応じ会長が招集した協議会に参加し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。

ア ブロック共同実施会の運営に関する事項

イ ブロック共同実施会の実施計画に関する事項

ウ ブロックその他共同実施会に関する事項

④ 地区ブロックにブロック責任者を置く。

ア ブロック責任者はブロック代表校の事務職員を充てる。

イ ブロック責任者は地区ブロックを代表し、その円滑な運営（拠点校との連絡調整、ブロック内の連絡調整等）に努める。

3 運営

(1) ブロック共同実施会における業務の具体的な取組は、運営責任者及びブロック責任者を中心として事務職員が行う。

(2) 事務職員によるブロック共同実施会の開催は、原則として月に1回半日とする。ただし、業務が集中する期間または長期休業期間においては、総括者および各ブロック長の下承を得たうえ、必要な時間をこれに充てることができる。

(3) 事務職員による共同実施会は、総括者および各ブロック長の下承を得たうえ、必要に応じて開催することができる。

4 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。